浦安市規則第57号

浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付規則の一部を改 正する規則

浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付規則(平成30年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「太陽熱利用システム、」を削り、「、自ら居住する」を「、」に 改め、「自ら居住するために」を削る。

第2条第1項第1号中「太陽熱利用システム又は」を削り、同項第3号を削り、同条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第2条第2項中第2号を第3号とし、同項第1号ア中「本市に所在する既存の共同住宅又は長屋(以下「マンション等」という。)」を「マンション等」 に改め、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 断熱窓を導入する場合 次のいずれかに該当すること。
 - ア 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、自ら居住している住宅 (第三者が所有する場合を含み、店舗等と併用するものを含む。) に設置している窓を、断熱性の高い窓へ改修するものであること。
 - イ 補助事業を実施する者が管理する本市に所在する既存の共同住宅又は 長屋(以下「マンション等」という。)に設置している窓を、断熱性の 高い窓へ改修するものであること。

第4条第1項第1号中「第2条第1項各号に掲げる補助対象設備を導入する」を「第2条第1項各号及び第2項第1号アに該当する」に改め、同項中第16号を第17号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号アを次のように改める。

ア 前号工に掲げる書類(補助事業を実施する者が法人格を持たないマンション管理組合である場合に限る。)及び前号オに掲げる書類

第4条第1項第8号を第9号とし、同項第7号エ中「(マンション等の所有者である場合を除く。)」を削り、「確認できる書類の写し」の次に「(補助

事業を実施する者が法人格を持たないマンション管理組合である場合に限る。)」を加え、同号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 断熱窓の導入については、管理組合の代表者が選定されたことを証する 書類の写し及び当該代表者に係る本人であることが確認できる書類の写し (補助事業を実施する者が法人格を持たないマンション管理組合である場 合に限る。)

第10条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号まで を1号ずつ繰り上げる。

別表太陽熱利用システムの項を削り、同表定置用リチウムイオン蓄電システムの項省エネルギー設備の要件の欄中「令和3年度」を「令和4年度」に改め、同表断熱窓の項省エネルギー設備の要件の欄(1)中「令和3年度」を「令和4年度」に改め、同欄(2)中「1居室(居室、作業、娯楽等の目的のために継続的に使用する、」を「1室(」に改め、同項補助金の限度額の欄を次のように改める。

第第当補に乗又円ず額第第当補条 1 す助 4 じはのれる 2 に合経 1 ための 2 に合経 1 ための 第 イ場 象項 該 費を額のいいい 項該 費

に 4 分の 1 を 乗じて得た額 又 は 80,000 円 う戸数を行じ す得た額 ち、いずれか 少ない額

別表電気自動車等の項省エネルギー設備の要件の欄(4)及び同表 V 2 H 充放電設備の項省エネルギー設備の要件の欄中「令和 3 年度」を「令和 4 年度」に改め、同表集合住宅用充電設備の項省エネルギー設備の要件の欄中「令和 3 年度」を「令和 4 年度」に改め、同項補助金の限度額の欄中「500,000円」及び「1,000,000円」の次に「に設置する充電設備の基数(複数口の充電設備にあっては、その口数)を乗じて得た額」を加える。

別記第1号様式及び第2号様式中

Γ

導入する住宅	住宅用設備等	補助金交付申請額
用設備等	太陽熱利用システム	円
	家庭用燃料電池システム	円
	定置用リチウムイオン蓄電システム	円
	断熱窓	円
	電気自動車等	円
	V 2 H充放電設備	円
	集合住宅用充電設備	円
	住民の合意形成のための資料	円

を

Γ

用	設備等	家庭用燃料電池システム	
		定置用リチウムイオン蓄電システム	
		断熱窓	
		電気自動車等	
		V 2 H 充放電設備	
		集合住宅用充電設備	
		住民の合意形成のための資料	
に改め	る。		
別記	第4号様式中		
「(内	訳)		
•	太陽熱利用シ	ステム	円
•	家庭用燃料電	池システム	円」
を			
「(内	訳)		
•	家庭用燃料電	池システム	円」
に改め	る。		
別記	第7号様式中		
Γ			
	家庭用燃料	電池システム	
	定置用リチ	ウムイオン蓄電システム	
	断熱窓	□ 太陽熱利用システム	
	電気自動車	等 □ V2H充放電設備	
	集合住宅用	充電設備	
	住民の合意	形成のための資料	
			J
を			
Γ			_
	家庭用燃料	電池システム	

円

円

円

円

円

円

円

定置用リチウムイオン蓄電システム
断熱窓
電気自動車等
V 2 H 充放電設備
集合住宅用充電設備
住民の合意形成のための資料

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。